

マナウス日本人学校スクールバス運営規定

目的

- 第1条 本規定はマナウス日本人学校スクールバスの登下校時の運営を円滑・安全に進める事を目的とする。

スクールバス運営規定

- 第2条 運営委員会を設定し安全運行、運行コースの設定及び運行上の諸問題の解決を図る。日本文化振興会はこれをサポートする。
- 第3条 スクールバス運営委員会は、PTA会長1名、学校1名の計2名で構成する。委員長はPTA会長が兼務する。しかし、必要に応じてPTA副会長（全日コース）が運営委員会に参加する。また各委員の任期は1年間とする。運営委員会は必要に応じ委員長が招集する。

責任の所在

- 第4条 登下校中の児童生徒の安全に関する最終責任は保護者にある。運行上の事故に伴う補償範囲は日本文化振興会が付加する保険による補償金を持って保証する事を限度とする。
- 第5条 スクールバス運営委員会はバスの運行コースの案を作成し保護者に提示する。

児童生徒の乗車規定

- 第6条 スクールバスに乗車する児童生徒は、保護者によるスクールバス申込書の提出をもって、認めることとする。
- 第7条 運行コースの設定にあたっては次の事項を考慮する。
- (1) 安全の確保
 - (2) 乗車時間の短縮
 - (3) 低学年児童の疲労
 - (4) バス運転手の意見

児童生徒のバス料金

- 第8条 スクールバス利用者から規定の料金を毎月徴収する。
- 第9条 スクールバス使用料は、乗車日数に関係なく、在籍した月に対して授業料と同時に徴収する。ただし、特別事情のある児童生徒に対しては、スクールバス運営委員会で協議の上、日本文化振興会の承認を得て、使用料を減額、または免除することができる。

規定の改定

- 第10条 本規定の改訂はスクールバス運営委員会が行い、日本文化振興会が承認する。

その他、詳細は「スクールバス運行上の内規」による。